

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
フィールドサイエンス・コロキウム運営委員会設置要項

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所附属フィールドサイエンス研究企画センター規程第5条の規定に基づき、フィールドサイエンス研究企画センターにフィールドサイエンス・コロキウム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、フィールドワークを行う研究者がフィールドワークで得られる知見を共有し、フィールドサイエンスに関する理論構築を図るため、アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）が開催するフィールドサイエンス・コロキウムに関し、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 運営方針の策定及び年次計画の立案
- (2) 運営上の諸問題の検討
- (3) 研究会の企画及び開催

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) フィールドサイエンス研究企画センターに所属する研究所教員のうち、フィールドサイエンス研究企画センター長（以下「センター長」という。）が指名する者
- (2) 東京外国語大学の教員以外の者で、研究所規程第2条第1項に定める目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者
- (3) その他センター長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることはできない。

2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、第3条第1号に定める委員のうち、センター長が指名する者をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(報告)

第6条 運営委員会において決定された重要事項は、これをフィールドサイエンス研究企画センターに報告しなければならない。

(設置要項の改正)

第7条 この設置要項の改正は、教授会の議を経なければならない。

附 則

この設置要項は、令和3年2月1日から施行する。